

令和 8 年度 名護市地域商業グロウアップ支援事業 補助事業者公募要領

公 募 期 間： 令和 8 年 7 月 1 7 日（金）～7 月 2 9 日（水）
相 談・質 問 期 間： 令和 8 年 7 月 1 7 日（金）～7 月 2 8 日（火）
書 類 提 出 締 切： 令和 8 年 7 月 2 9 日（水） 1 7 : 0 0（必着）

名護市地域経済部 商工・企業誘致課

【運営事務局】

(有)渡具知・(一社)やんばるナゴラブ業務委託共同企業体

〒905-0021 沖縄県名護市東江 2-8-43（有限会社 渡具知）

担当 : 阿波連、渡具知（豊）

電話 : 0980-54-0063

メール : kanri@ryukyuyakuzen.com

公募要領・申請書式ダウンロードサイト



<https://drive.google.com/drive/folders/1JzdEtD2icXrXWvIADEi7hPWaA6KZxm4E?usp=sharing>

1. 事業の概要

(1) 目的

(有)渡具知・(一社)やんばるナゴラブ業務委託共同企業体(以下「運営事務局」)は名護市から委託を受け「令和8年度 名護市地域商業グロウアップ支援事業」を実施します。

市内事業者に対し既存商品のブラッシュアップと市内外への販路拡大及びプロモーションを行い、効果的に販売を推進できるよう、関係機関と連携・協働して販売スキルアップや売上増加、認知度向上を図ることを目的とします。

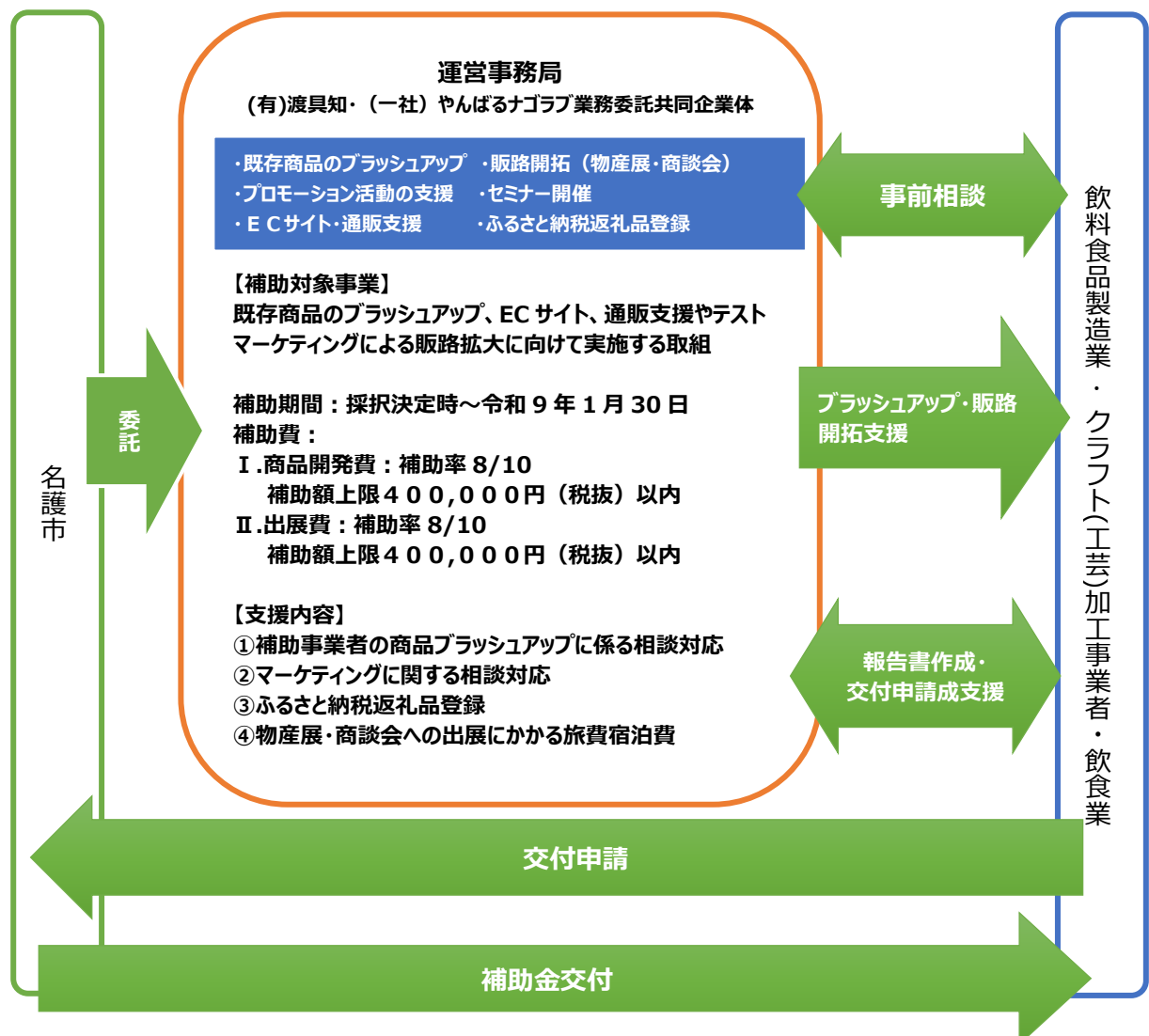
(2) 対象となる事業分野

・飲料、食品製造業 ・クラフト(工芸)加工製品・飲食業

※青果、鮮魚などの取り扱いは対象外となります。

(3) 実施内容

本補助事業は以下の仕組みにより対象事業者への補助を行います。



(4) 申請に関する注意事項

本事業への応募は1社1件とし、次に掲げる事業は対象外です。

また、採択後に以下に該当すると確認された場合、採択が取り消されます。

- ① 本事業において、国(独立行政法人等を含む)及び地方公共団体(外郭団体を含む)が助成する他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業
- ② 同事業の支援を過去3年以内に受けたことのある事業者
- ③ 試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、申請事業者が主体となって取り組まない事業
- ④ 公序良俗に反する事業
- ⑤ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業
- ⑥ 連携体を組織し、複数社で1申請に取り組む事業

(5) 応募の要件

応募事業者は、次の各号をすべて満たすことが要件となります。

- ① 名護市内に主たる事務所又は事業所を有する事業者で、申請日時点において営業を継続しているもの
- ② 補助対象事業の終了後も名護市内で継続的な事業展開が見込めるもの
- ③ 補助対象事業を的確に遂行するために必要な能力及び組織体制を有すること
- ④ 法人市民税又は市税に滞納がない者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員、又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っていないこと
- ⑦ 宗教団体、政治関係団体でないこと、または特定のこれらを支援するおそれがないもの

(6) 補助費について

<商品開発費>

補助率：対象経費(補助事業者の旅費宿泊を除く)の8/10以内

補助金の上限額：1事業者あたり400,000円(税抜)以内

<出展費>

補助率：対象経費(補助事業者の商品開発費を除く)の8/10以内

補助金の上限額：1事業者あたり400,000円(税抜)以内

補助期間：採択決定の日から令和9年1月30日(土)まで

※補助対象事業者は上記補助対費の両方を使用するものとする。

(7) 補助対象経費

＜商品開発費＞

既存商品のブラッシュアップ、ならびに補助対象商品の販路拡大などに向けて実施する取組に必要となる以下の費用が対象です。

- ・ 既存商品のブラッシュアップに係る費用
- ・ 事業者の販路開拓及び販路拡大に係る費用

＜出展費＞

販路開拓及び販路拡大に係る、物産展・商談会への参加のための旅費宿泊費。

- ・ 補助事業者の渡航（1回の渡航につき補助事業者最大2名まで）のみを対象とする
- ・ 運営事務局が予定する物産展・商談会への参加のための旅費
- ・ その他、補助事業者の提案する物産展・商談会への参加については事前に運営事務局へ相談の上、事業予算の使用を決定するものとする。

※名護市旅費規程に基づき、対象費用ならびに上限額を定めるものとします。

(8) 補助対象の範囲

- ① 報償費（事業を行うために必要な謝金等）
- ② 需用費（消耗品費、印刷製本費等）
- ③ 荷造運賃費（通信運搬費）
- ④ 使用料及び賃借料（加工機器・分析機器の使用料、作業施設の使用料等）
- ⑤ 役務費（広告宣伝費等）
- ⑥ その他（原材料費・外注費等）
- ⑦ 旅費宿泊費（県外物産展・商談会に係る渡航費、宿泊費）

※名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付要綱に準じること。

※消費税及び地方消費税は補助対象外になります。

※補助金採択決定日以前に発注、購入、契約、または補助期間終了後に納品、検収、支払を行ったものに関しては補助対象外になります。

※補助事業以外にも使用可能な機器・備品類、また、事業終了後も継続して使用可能となる機器・備品類の購入費は補助対象外になります。

(9) 審査項目

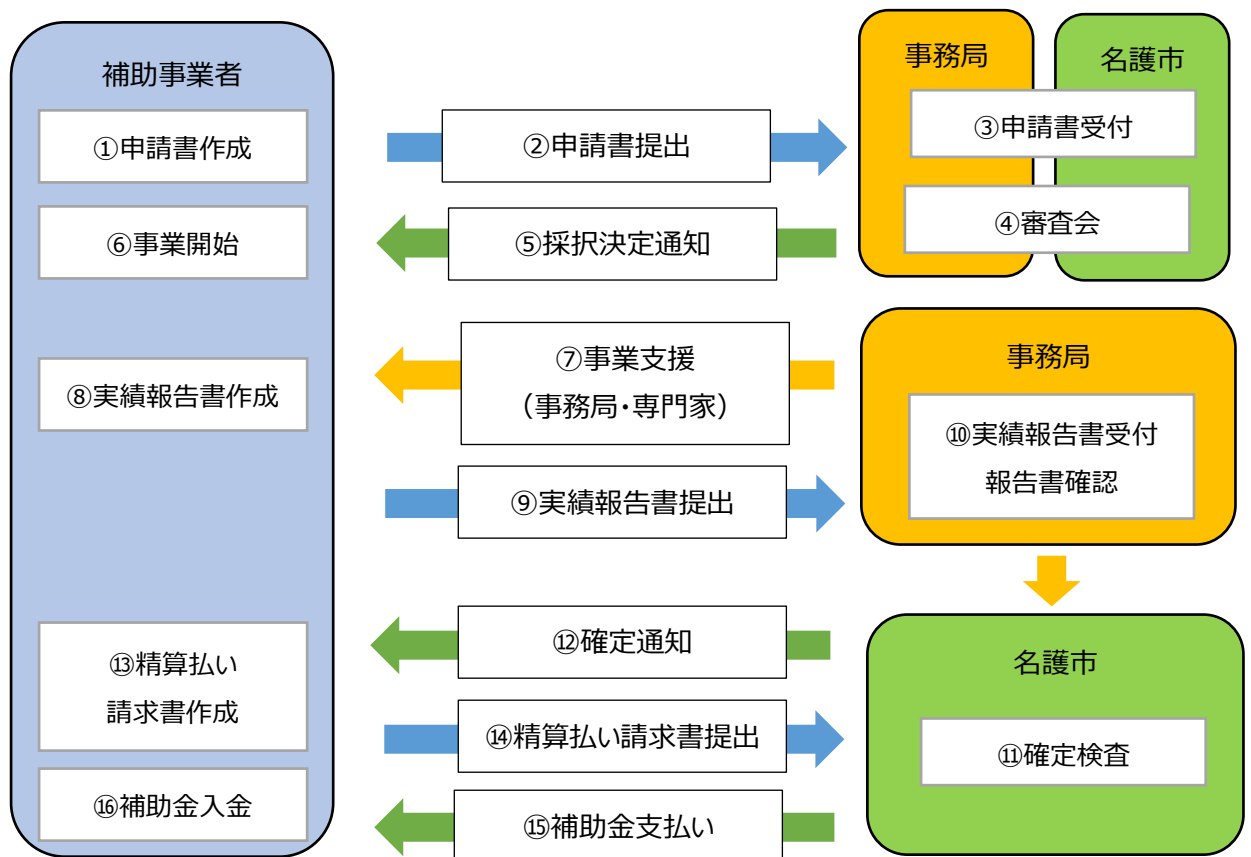
- ① 申請された内容は当補助金に合った内容・取り組みとなっているか。
- ② 原材料や製法等を含め、他社や他地域の商品との差別化が来ているか。
- ③ 高付加価値化・実用化における市場性・販売戦略から、「売れる」出口が見据えられているか。
- ④ ブラッシュアップ・製造・販売能力を確保した体制が示されているか。
- ⑤ スケジュールは適当か。
- ⑥ 一過性の取り組みではなく、今後の事業化に向けて原料調達、生産計画、流通、販路等は適当か。

- ⑦ ブラッシュアップする商品・サービス等により、雇用の維持や拡大、名護市特産品として市の知名度向上等の付帯効果が見込めるか。
- ⑧ 具体的な資金調達計画、売上計画が示されているか。
- ⑨ これまでの業務実績及び財務状況より、商品ブラッシュアップ及び市場展開において確実性が認められる事業者であるか。
- ⑩ 自社の現状把握は適切か。また、専門家支援や補助金を活用することで、自社の弱みの克服や、自社の強みの活用につながり、計画達成や事業の継続につながるか。

2. 事業の流れと応募方法

(1) 実施内容

以下の仕組み、流れにより、運営事務局は対象事業者への支援を行います。



- ① 補助を希望する事業者（申請者）は、事務局に補助金申請に係る申請書（申請書様式を要確認）を作成します。
- ② 事務局に申請書を提出します。
- ③ 申請書に不備等がないか確認し、事務局にて受付を行います。
※申請内容について必要に応じて事務局によるヒアリングを実施します。
- ④ 申請内容について審査を行います。

審査は全ての申請に関して事務局にて書類審査を行い、プレゼンテーションを実施します。

※プレゼンテーション審査は提出頂いた公募申請書類以外の資料（パワーポイントを使用しても構いません）。

※審査の経緯に関する質問には一切応じられません。

- ⑤ 名護市ならびに事務局は、審査会の結果を踏まえて採択または不採択を決定し、名護市よりその結果を通知します。
- ⑥ 採択決定通知を受けた申請者（以下、補助対象事業者という）は、事業を開始します。
- ⑦ 採択決定通知後、各補助対象事業者の課題に即した「既存商品のブラッシュアップ」「販路開拓」「E C サイト・通販システム支援」「物産展・商談会への参加」を専門家のサポートにより推進していきます。
- ⑧ 事業が終了した補助対象事業者は速やかに実績報告書を作成します。
事業終了時には作成した実績報告書と補助対象経費の証憑類を提出します。
- ⑨ 実績報告書に不備等がないか確認し、事務局にて受付を行います。
※実績報告書の内容について必要に応じて事務局によるヒアリング及び追加資料を求める場合があります。
- ⑩ 実績報告書について、名護市が検査を行います。
- ⑪ 名護市より補助金確定通知を交付します。
- ⑫ 補助対象事業者は速やかに所定の様式にて精算払い請求書を作成します。
- ⑬ 補助対象事業者は精算払い請求書を名護市へ提出します。
- ⑭ 名護市は精算払い請求書に不備がないか確認して受付を行います。
- ⑮ 名護市より補助対象事業者へ補助金の支払いを行います。
- ⑯ 名護市から振込予定日を御連絡しますので、補助金の入金確認をお願いします。

(2) 公募・相談・提出締切

公 募 期 間：令和8年7月17日（金）～7月29日（水）

質問・相談期間：令和8年7月17日（金）～7月28日（火）

- ・申請書類は公募期間内に郵送（書類提出締切までに必着）するか持参して下さい。
- ・FAX 及び E-mail のみの公募書類の提出は受け付けませんのでご注意ください。
- ・ご質問、ご相談は E-mail で送信願います。（kanri@ryukyuyakuzen.com）

書 類 提 出 締 切：令和8年7月29日（水） 17：00

※郵送の場合

〒905-0021 沖縄県名護市東江 2-8-43

有限会社 渡具知

「名護市地域商業グロウアップ支援事業」事務局 宛

※持参する場合

上記住所事務局までご持参ください。

【お問合せ先】

有限会社 渡具知 電話 0980-54-0063

担当 阿波連、渡具知（豊）

受付対応時間 土日祝日を除く 10：00～17：00

メール kanri@ryukyuyakuzen.com

(3) 公募要領、申請様式

ア) 申請に必要な書類

- ① 名護市地域商業グロウアップ支援事業補助金交付（変更）申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第1号-1）
- ③ 経費明細表（様式第1号-2）
- ④ 売上計画表（様式第1号-3）
- ⑤ 事業者概要書（様式第1号-4）
- ⑥ 履歴事項全部証明書または営業証明書（申請日より3か月以内に発行されたもの）
※個人事業主の場合は、確定申告書B（第1表）事業を行っていることが示されている書面を添付すること
- ⑦ 定款写し（個人事業主：個人事業の開業等届出書または事業開始等届出書の写し）
- ⑧ 決算書（直近2年分）
※設立間もなく決算書の提出ができない中小企業・小規模事業者の場合、事業計画書及び収支予算書
- ⑨ 納税証明書（市税完納証明書）
- ⑩ 会社案内等、事業者が行っている事業概要について確認ができるパンフレット等
- ⑪ 押印済様式第1号のPDFデータ、及び様式第1号-1～4のWord、Excelデータを格納した電子媒体（メール送付可）

イ) 形式

- ① 申請書等は指定様式により作成し、片面印刷したものを1部A4フラットファイルに綴じ、書類名を記したインデックスを貼付すること。なお、ファイル表面及び背表紙には、何も記載・貼付等を行わないこと。
- ② 様式が複数枚になる場合は、必ず通し頁番号を下中央に必ず打ち込むこと。
- ③ 正本1部（片面印刷）、副本5部（両面印刷）を提出すること。
- ④ カタログ等がある場合は、申請書等とは別に1部提出すること。申請内容を説明する重要事項は、商品開発企画書にその旨記述すること。
公募要領及び申請様式については、冊子での配布は行っておりません。
申請に係る資料は下記よりダウンロード頂き、ご利用ください。

<https://drive.google.com/drive/folders/1JzdEtD2icXrXWvIADEi7hPWaA6KZxm4E?usp=sharing>

